

V 知的障害者支援

[知的障害者更生相談所]

[障害者権利擁護センター]

(I) 知的障害者更生相談所

1 設置の目的

知的障害者更生相談所は、知的障害者福祉法に基づいて、各都道府県が設置する知的障害者の福祉を図るための専門的な相談機関である。

主な業務は

- (1) 知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行う。
- (2) 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行う。
- (3) 必要に応じ、巡回してこれらの業務を行うことができる。
- (4) 以上のほか、知的障害者の福祉に関することを行う。

2 業務内容

(1) 来所相談

① 専門的相談指導

18歳以上の知的障害者に関する療育手帳制度や、障害者総合支援法、また、生活、職業、医療、障害基礎年金受給申請等の問題について、家庭その他からの相談に応じるとともに、必要な助言・指導を行う。

② 判定・指導

18歳以上の知的障害者を対象として、次のような判定を行うとともに、これに付随して必要な助言・指導を行う。原則的に市・町から依頼のあったものを対象とする。

ア 医学的判定

原(傷)病名及び障害の現況の把握等について、精神科嘱託医による医学的判定を行う。

イ 心理学的判定

心理学的検査(知能検査等)等の結果に基づき、その心理的諸特性を把握し、判定を行う。

ウ 職能的判定

動作能力や作業条件に対する適応力を判定する。

(2) 巡回相談

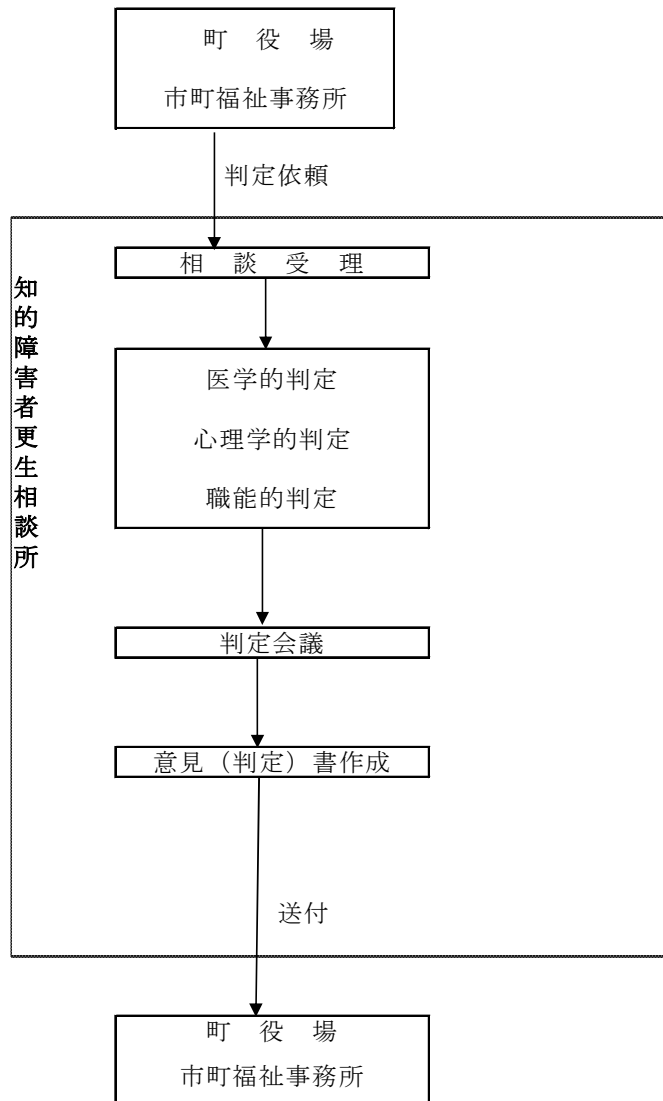
身体の障害等の理由で来所困難な方については、市・町や利用施設・病院等を訪問し、心理学的判定等を実施している。また、離島地区においては、県保健所にて心理学的判定等を実施。

(3) 関係機関との連絡調整

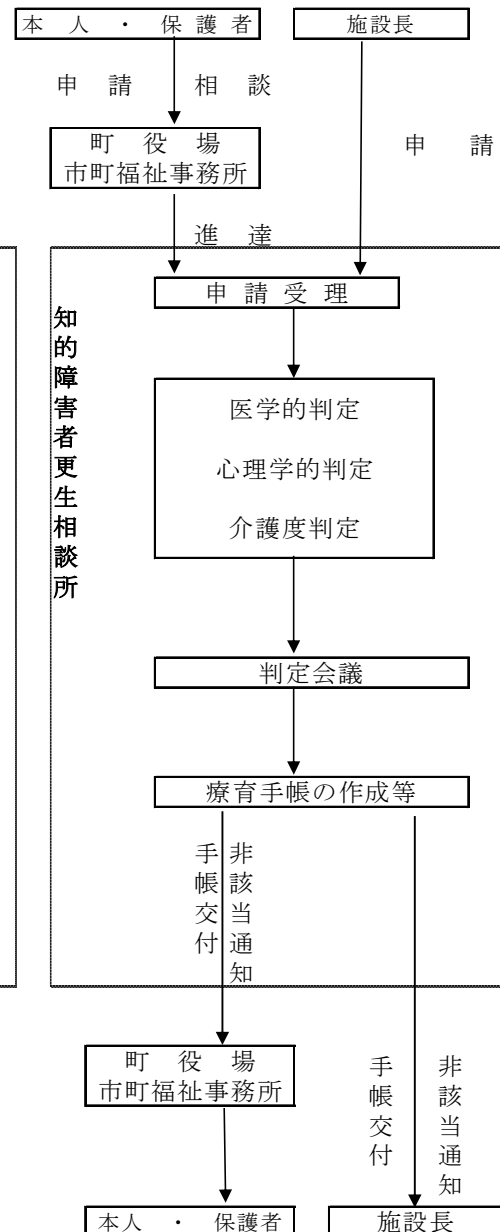
- ① 障害者雇用連絡会議に出席し、障害者雇用に関し、情報交換を行う。
- ② 必要に応じ、公共職業安定所等に情報を提供する。

3 相談判定業務と療育手帳交付事務

①判定業務



②療育手帳制度に係る判定及び交付業務



- * 療育手帳の交付事務は、児者に関わらず知的障害者更生相談所で一括して行っている。
 （長崎こども・女性・障害者支援センターは平成 23 年度から）
 （佐世保こども・女性・障害者支援センターは平成 28 年度から）

(Ⅱ)業務実績

1 相談内容別取扱件数

		実人員	相談内容（延べ件数）								
			施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
長 崎	来所	3,178	0	0	45	2	867	11	972	1,281	3,178
	巡回	3	0	0	0	0	0	0	3	0	3
	計	3,181	0	0	45	2	867	11	975	1,281	3,181
佐世保	来所	1,139	0	0	11	0	223	0	490	593	1,317
	巡回	15	0	0	0	0	0	0	15	0	15
	計	1,154	0	0	11	0	223	0	505	593	1,332
計	来所	4,317	0	0	56	2	1,090	11	1,462	1,874	4,495
	巡回	18	0	0	0	0	0	0	18	0	18
	計	4,335	0	0	56	2	1,090	11	1,480	1,874	4,513

相談内容の多くはその他（療育手帳に係る記載事項変更やケース移管等）と療育手帳（交付、再判定等）であり、全体の約 74%を占めている。

残りは「生活」で主に IQ 証明書の発行であり、全体の 24%となっている。

2 判定件数・判定書等交付件数

		判定内容					判定書等交付件数			
		医学判定	心理判定	職能判定	その他	計	障害支援区分	療育手帳	その他	計
長 崎	来所	41	496	0	35	572	0	511	521	1,032
	巡回	0	3	0	0	3	0	3	0	3
	計	41	499	0	35	575	0	514	521	1,035
佐世保	来所	49	261	0	19	329	0	283	254	537
	巡回	0	15	0	0	15	0	15	0	15
	計	49	276	0	19	344	0	298	254	552
計	来所	90	757	0	54	901	0	794	775	1,569
	巡回	0	18	0	0	18	0	18	0	18
	計	90	775	0	54	919	0	812	775	1,587

判定内容は心理判定が 775 件で、全体の約 84%を占めており前年度とほぼ同様である。

3 福祉事務所別相談件数

福祉事務所	相談内容								合計
	施設	職親	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	
長 崎 市	0	0	13	0	141	0	223	467	844
佐世保市	0	0	4	0	138	0	276	377	795
島 原 市	0	0	3	0	17	0	28	63	111
諫 早 市	0	0	6	0	45	0	83	188	322
大 村 市	0	0	7	0	39	0	75	136	257
平 戸 市	0	0	3	0	24	0	28	42	97
松 浦 市	0	0	1	0	20	0	20	30	71
対 馬 市	0	0	1	0	3	0	36	46	86
壱 岐 市	0	0	1	0	14	0	66	36	117
五 島 市	0	0	3	0	8	0	31	80	122
西 海 市	0	0	1	0	10	0	20	57	88
雲 仙 市	0	0	0	0	12	0	28	81	121
南島原市	0	0	2	0	24	0	32	74	132
西 彼	0	0	0	0	11	0	34	64	109
東彼・北松	0	0	1	0	20	0	65	65	151
小値賀町	0	0	0	0	0	0	1	3	4
上 五 島	0	0	0	0	6	0	11	37	54
管 外	0	0	0	0	2	0	28	3	33
そ の 他	0	0	10	2	556	11	395	25	999
計	0	0	56	2	1,090	11	1,480	1,874	4,513

福祉事務所別では、人口の多い長崎市、佐世保市で全体の42%を占める。なお、福祉事務所別の「その他」は地区が特定できない電話相談である。

4 判定書等文書対応件数（再掲）

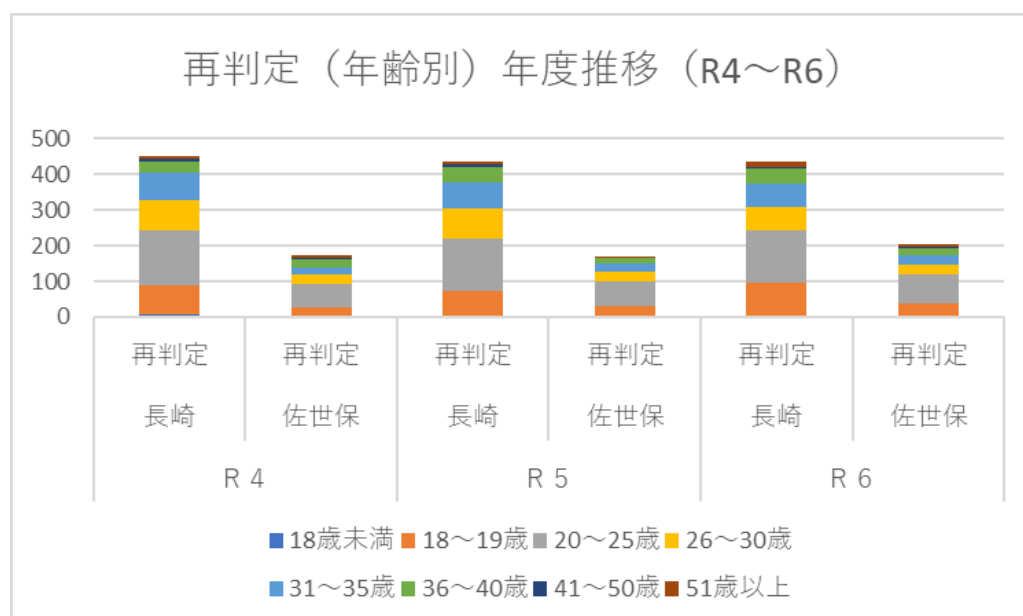
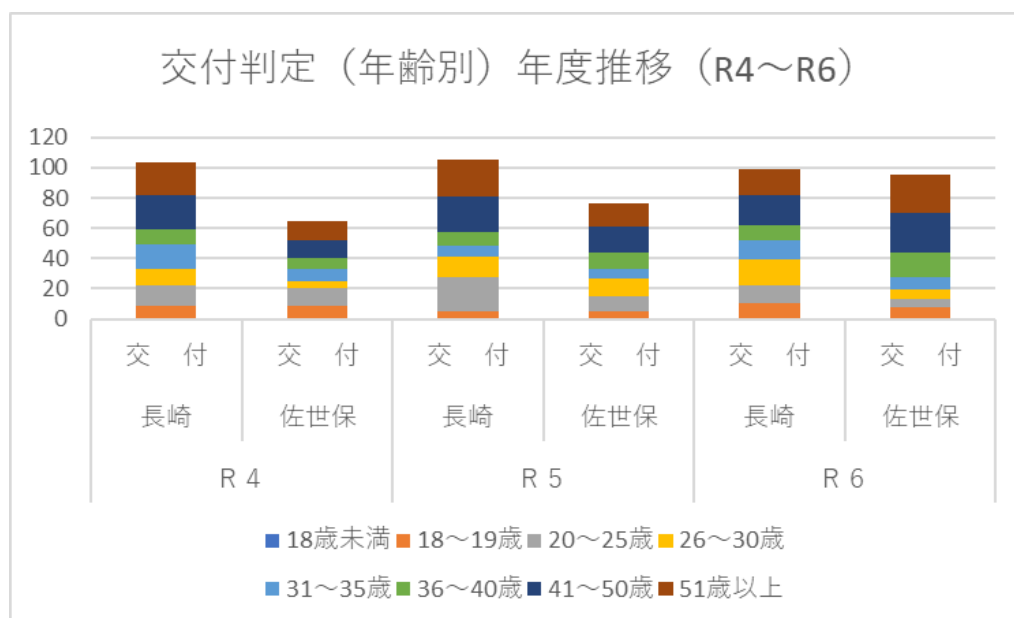
	記載事項 変更届	返還届	職安への 回答	警察への 回答	IQ証明書	ケース移 管	他機関から の判定依頼	他県からの 情報提供依 頼及び情報 提供	計
長崎	772	133	35	105	313	249	17	31	1,655
佐世保	358	77	11	20	157	105	5	25	758
計	1,130	210	46	125	470	354	22	56	2,413

3 福祉事務所別相談件数のうち、文書で対応した件数（療育手帳発行を除く）を再掲している。項目としては、「職業」「生活」「その他」に該当するものとなる。

5 年齢別判定件数

年 齢			18歳未満	18～19歳	20～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～50歳	51歳以上	計
長 崎	療育手帳	交 付	0	10	12	17	13	10	20	17	99
		再判定	0	95	148	66	65	41	4	16	435
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	105	160	83	78	51	24	33	534
佐 世 保	療育手帳	交 付	0	8	5	6	9	16	26	25	95
		再判定	0	40	79	29	27	18	4	6	203
	その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		0	48	84	35	36	34	30	31	298

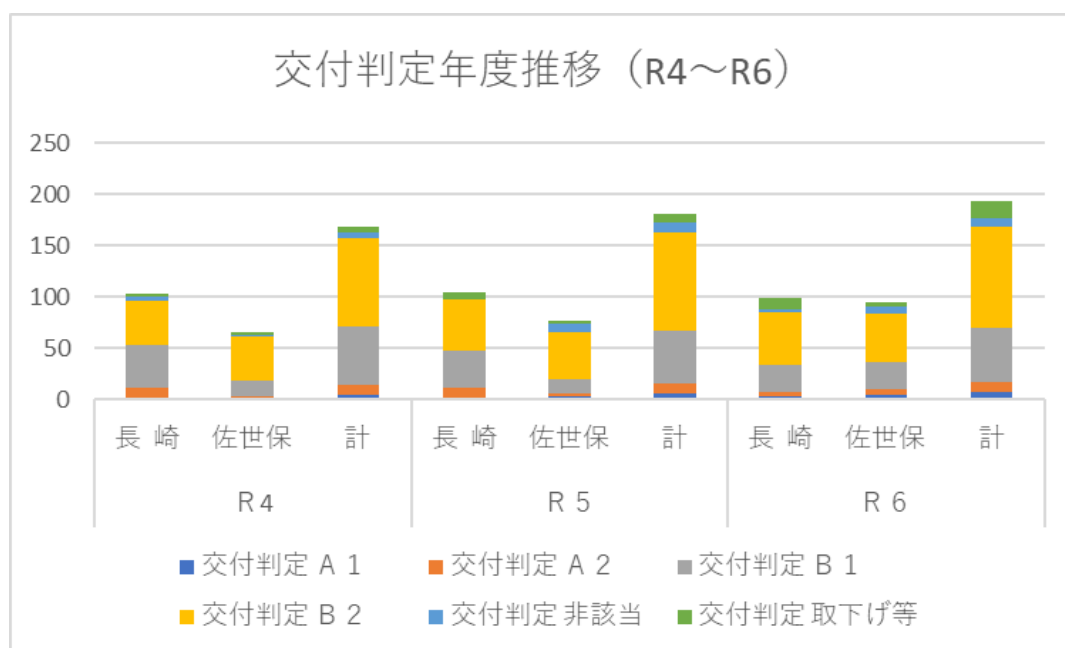
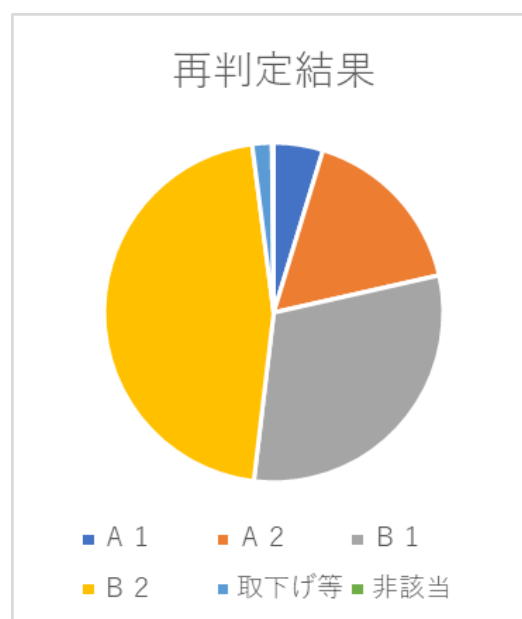
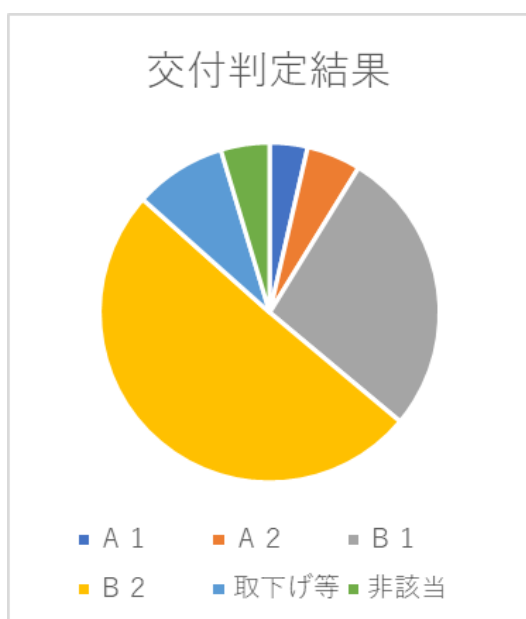
30歳以上の申請については、保護者の高齢化により、手帳を取得のうえ、福祉サービスを利用しながら自活に結びつけたいという動機からの申請が多い。

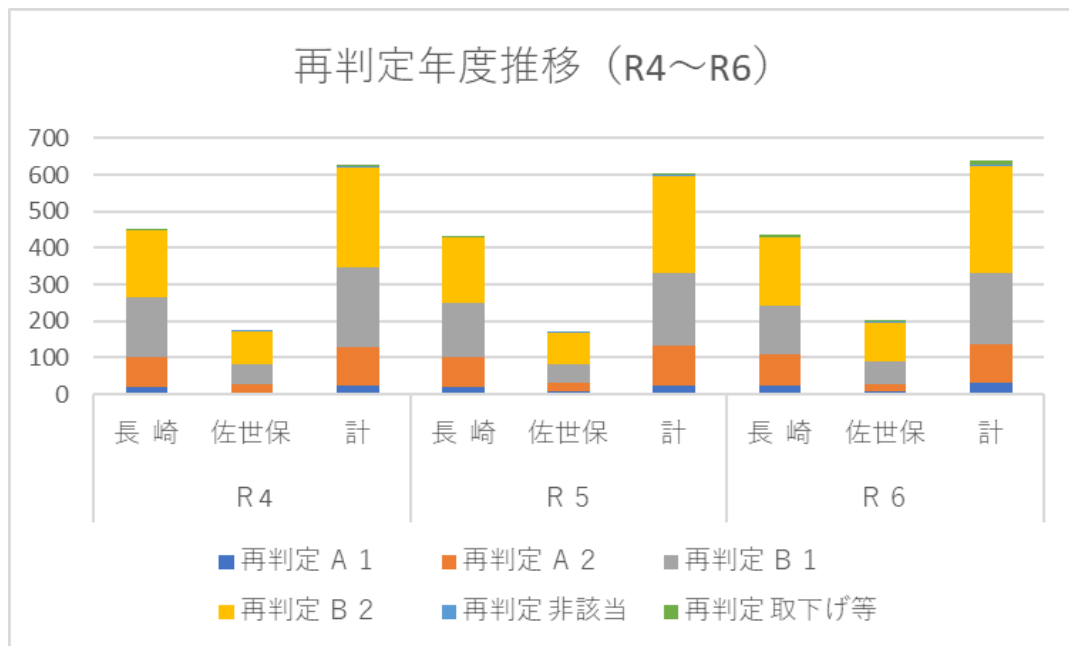


6 判定結果内訳

	交付判定							再判定							合計
	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	取下げ等	計	A 1	A 2	B 1	B 2	非該当	取下げ等	計	
長 崎	3	4	27	51	2	12	99	22	89	132	186	0	6	435	534
佐世保	4	6	26	47	7	5	95	8	18	62	108	1	6	203	298
計	7	10	53	98	9	17	194	30	107	194	294	1	12	638	832

- 注 1) 障害の程度表示：A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）。
- 2) 再判定：障害程度の確認のため、手帳交付後一定期間を経て行う判定。
- 3) 非該当：判定の結果、療育手帳の基準に該当しなかったもの。
- 4) 取下げ等：申請が取下げられたもの、申請を却下したもの、申請書を返戻したものなど。





(Ⅲ)療育手帳所持者数(県障害福祉課調べ)

1 年齢・障害程度別 全県計

(令和7年3月31日現在)

障害別	療育手帳所持者数						
年齢別	A	A1	A2	B	B1	B2	計
6歳未満	0	37	87	0	69	51	244
6歳以上～15歳未満	0	383	285	0	396	762	1,826
15歳以上～18歳未満	0	118	95	0	196	519	928
小 計	0	538	467	0	661	1,332	2,998
18歳以上～30歳未満	0	673	407	0	760	1,819	3,659
30歳以上～40歳未満	0	642	384	0	612	855	2,493
40歳以上～50歳未満	1	589	402	0	632	606	2,230
50歳以上～60歳未満	2	572	436	1	673	569	2,253
60歳以上～65歳未満	2	233	222	4	340	250	1,051
65歳以上～70歳未満	1	222	185	1	296	190	895
70歳以上	5	305	445	0	623	290	1,668
うち75歳以上	3	159	225	0	330	120	837
小 計	11	3,236	2,481	6	3,936	4,579	14,249
合 計	11	3,774	2,948	6	4,597	5,911	17,247
	A			B			計
18歳未満	1,005			1,993			2,998
18歳以上	5,728			8,521			14,249
計	6,733			10,514			17,247

2 市町別・程度別

(令和7年3月31日現在)

市町村名	A	A1	A2	B	B1	B2	計
☆長崎市	0	1,174	824	0	1,291	1,393	4,682
☆佐世保市	1	621	456	0	747	1,325	3,150
☆島原市	2	148	112	2	161	149	574
☆諫早市	1	401	310	2	446	536	1,696
☆大村市	2	301	216	1	358	497	1,375
☆平戸市	0	88	83	0	130	172	473
☆松浦市	0	45	68	0	104	149	366
☆対馬市	2	69	60	0	94	172	397
☆壱岐市	0	87	62	0	90	185	424
☆五島市	1	129	107	0	178	185	600
☆西海市	0	78	70	0	139	146	433
☆雲仙市	0	143	129	0	200	194	666
☆南島原市	0	130	124	0	194	173	621
市部計	9	3,414	2,621	5	4,132	5,276	15,457
☆西彼杵郡	2	159	136	1	186	190	674
長与町	2	98	79	1	105	104	389
時津町	0	61	57	0	81	86	285
☆東彼杵郡	0	103	77	0	136	269	585
東彼杵町	0	22	22	0	38	69	151
川棚町	0	41	26	0	45	106	218
波佐見町	0	40	29	0	53	94	216
☆北松浦郡	0	25	43	0	46	71	185
小値賀町	0	6	16	0	11	17	50
佐々町	0	19	27	0	35	54	135
☆南松浦郡	0	73	71	0	97	105	346
新上五島町	0	73	71	0	97	105	346
郡部計	2	360	327	1	465	635	1,790
合計	11	3,774	2,948	6	4,597	5,911	17,247

3 市町別・年齢別

(令和7年3月31日現在)

市町村名	～6	6～15	15～18	小計	18～30	30～40	40～50	50～60	60～65	65～70	70～	小計	合計
☆長崎市	70	519	244	833	969	712	623	612	289	233	411	3,849	4,682
☆佐世保市	40	263	167	470	680	452	436	469	179	156	308	2,680	3,150
☆島原市	5	56	27	88	139	79	60	83	39	28	58	486	574
☆諫早市	20	216	110	346	357	284	206	190	89	76	148	1,350	1,696
☆大村市	50	237	92	379	350	200	168	113	53	37	75	996	1,375
☆平戸市	6	39	15	60	79	63	72	82	34	30	53	413	473
☆松浦市	3	26	24	53	73	33	52	44	27	29	55	313	366
☆対馬市	3	43	19	65	85	42	56	63	27	25	34	332	397
☆壱岐市	3	34	32	69	103	62	52	37	26	23	52	355	424
☆五島市	2	27	18	47	119	79	77	105	57	47	69	553	600
☆西海市	6	38	20	64	84	50	66	53	30	30	56	369	433
☆雲仙市	5	45	38	88	121	103	91	82	52	49	80	578	666
☆南島原市	3	64	28	95	140	84	47	74	39	47	95	526	621
市部計	216	1,607	834	2,657	3,299	2,243	2,006	2,007	941	810	1,494	12,800	15,457
☆西彼杵郡	18	116	38	172	152	104	74	58	25	22	67	502	674
長与町	8	53	13	74	104	67	39	30	20	14	41	315	389
時津町	10	63	25	98	48	37	35	28	5	8	26	187	285
☆東彼杵郡	7	61	37	105	126	82	74	99	38	23	38	480	585
東彼杵町	3	16	8	27	32	19	18	27	11	9	8	124	151
川棚町	1	25	13	39	55	30	25	35	13	9	12	179	218
波佐見町	3	20	16	39	39	33	31	37	14	5	18	177	216
☆北松浦郡	2	24	11	37	31	26	26	15	12	11	27	148	185
小値賀町	1	5	2	8	5	8	4	5	5	4	11	42	50
佐々町	1	19	9	29	26	18	22	10	7	7	16	106	135
☆南松浦郡	1	18	8	27	51	38	50	74	35	29	42	319	346
新上五島町	1	18	8	27	51	38	50	74	35	29	42	319	346
郡部計	28	219	94	341	360	250	224	246	110	85	174	1,449	1,790
合計	244	1,826	928	2,998	3,659	2,493	2,230	2,253	1,051	895	1,668	14,249	17,247

(Ⅳ) 障害者権利擁護センター

1 設置の目的

平成 24 年 10 月 1 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、県に「障害者権利擁護センター」を設置することが義務づけられた。これにより、平成 25 年 4 月、長崎こども・女性・障害者支援センター内に「障害者権利擁護センター」を設置している。

2 業務内容

(1) 相談対応および関係機関との連携

障害者虐待（主として使用者による虐待）の相談・通報・届出を受け付けるとともに、市町、労働局等の関係機関と連携・協力し、対応を行っている。

例年、各市町障害者虐待防止センター・労働局・県本庁・県障害者権利擁護センター等が、情報交換等を通して各々の役割を発揮できるように、「市町障害者虐待防止センター等連携会議」を当センターで開催している。令和 6 年度は 12 月 6 日に開催し、20 機関 33 名の参加があった。

(2) 障害者虐待防止・権利擁護研修会の開催

障害福祉サービス事業所等職員を対象に障害者虐待の防止と障害者に対する権利擁護の意識を高めることを目的に開催している。令和 6 年度は 12 月 18 日、令和 7 年 1 月 17 日及び 1 月 24 日に集合型による研修会を行い、193 名の受講があった。

(3) 広報・啓発

障害者虐待の周知や理解を深めるためにパンフレットを作成し、関係機関に配布している。同誌は当センターのホームページに掲載し、広く活用できるようにしている。

3 対応状況等

障害者虐待等に係る相談・通報・届出受理事件数

※市町からの問い合わせ・相談を含む

(1) 虐待種別別 ※対象者が重複障害の場合は主な障害の方に計上

年度	対象者 障害別	虐待種別					総件数
		養護者によるもの	施設従事者によるもの	使用者によるもの	その他・不明	計	
R 4	身体		1			1	30
	知的	5	3	4		12	
	精神	3	7	1		11	
	その他・不明	1	2	3		6	
R 5	身体		2	1	1	4	25
	知的		3	9		12	
	精神		1	6		7	
	その他・不明			2	1	2	
R 6	身体	1		1	1	3	14
	知的	2	1	1		4	
	精神	1	3	1	1	6	
	その他・不明		1			1	

(2) 内容別

年度	対象者障害別	虐待内容別（重複あり）							総件数
		身体的	性的	心理的	放棄・放置	経済的	その他・不明	計	
R 4	身体				1			1	32
	知的	3		3		7		13	
	精神			8	1	2		11	
	その他・不明	2		3		2		7	
R 5	身体	2					1	4	26
	知的	1	1	4	3	1		12	
	精神			6		3		7	
	その他・不明	1		2		1		3	
R 6	身体	1		2				3	15
	知的	3	1					4	
	精神	1		6				7	
	その他・不明				1			1	

※使用者による虐待については、通報受理後、すみやかに労働局に報告を行い、他の種類に関しても、関係機関と連携を図り対応した。

4 研修会等

日時	研修会・会議等	場所
6月28日	障害者虐待防止対策研修（講師） 障害者虐待の定義と対応について	国立病院機構 長崎病院
10月2日 ～4日	厚生労働省障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修 集合型研修受講（当所より1名受講）	国立オリンピック記念 青少年総合センター
12月6日	市町障害者虐待防止センター等連携会議（主催） 集合型研修 参加者 20機関 33名	当センター
12月18日	県障害者虐待防止・権利擁護研修会（主催） 長崎会場 集合型研修 参加者 93名	長崎県庁
1月17日	県障害者虐待防止・権利擁護研修会（主催） 県央会場 集合型研修 参加者 45名	県央振興局 別棟
1月24日	県障害者虐待防止・権利擁護研修会（主催） 県北会場 集合型研修 参加者 55名	県北振興局 天満庁舎